

株式会社ノース

労働者派遣法に基づく情報公開（マージン率等）

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供いたします。

◆公開情報

2023年6月

項目	内容	
	川崎事業所	小田原事業所
① 派遣労働者の数 (2023年6月)	410 名	150 名
② 派遣先事業所数 (2022年度実績)	76 件	7 件
③ 派遣料金の平均 (8時間/全業務平均)	19,024円	16,272円
④ 派遣労働者の賃金の平均 (8時間/全業務平均)	13,568円	11,759円
⑤ マージン率平均 計算式 = (③-④)÷③×100	28.6%	27.7%
⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項	協定の締結状況：締結している（終期：2024/3/31） 【対象者】： 25 一般事務員、31 事務用機器操作の職業、32 商品販売の職業、 34 営業の職業、42 その他のサービスの職業、49 生産設備制御の職業、 54 製品製造・加工処理、68 その他の輸送の職業、75 倉庫作業員、 76 清掃の職業、78 その他の運搬等の職業	
⑦ キャリア形成支援制度に関する事項	・安全衛生教育、個人情報保護教育、教育訓練計画に基づくキャリアアップ支援等、DVD視聴・WEB研修にて実施。 ・キャリアコンサルティング相談窓口を開設しております。 各事業所までご連絡下さい。	

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を次のとおり策定し、男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行っていきます。

1. 実施期間

2023年12月1日～2026年3月31日

2. 目標と取り組み内容

目標1（次世代法）

時間外労働を削減する。

- 前期目標の時間外労働 10%減を達成、引き続き努める
- 2022年度 年間平均時間外労働時間（全体 46.7h/正社員 68.1h/派遣社員 46.0h）

〈対策〉

- 2023年12月～
 - ・残業希望者もいるため、定期的にヒアリングを行いミスマッチを防ぐ
 - ・社内外への協力依頼（特に、クライアントの協力依頼）
 - ・時間外労働の多い社員に対する個別指導
 - ・社員等への周知（社内サーバー掲載による共有、パンフ配布等）
- 2026年 2月～
 - ・検証と施策の見直し

目標2（女性活躍推進法）

採用者数を男女同数にする

- 2022年度 採用者の女性割合は 41.5%

〈対策〉

- 2023年12月～
 - ・勤務可能な派遣先（クライアント）の実態把握等
 - ・家庭と両立しやすい休暇制度の整った派遣先や、実績次第でインセンティブが見込める派遣先など、環境面・給与面などのニーズに合わせた案内を強化する
 - ・募集の多い時期（年度切替時期）を重点に、積極採用を図る
- 2026年 2月～
 - ・検証と施策の見直し

目標3（女性活躍推進法）

女性労働者の平均勤続年数を現状の7.5年から1年増の8.5年とする

〈対策〉

- 2023年12月～
 - ・離職者から理由をヒアリングし、問題点の把握と改善策立案
 - ・マネジメント層の意識改革を図るセミナー受講
 - ・事務職の女性管理職がないため育成・設置を図る
- 2026年 2月～
 - ・検証と施策の見直し

女性の活躍に関する情報公表

女性活躍推進法の定めにより、2022年3月～2023年2月期における状況を下記の通り公表いたします。

記

I 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

■ 採用した労働者に占める女性労働者の割合

全労働者	41.2 %
正規社員	0
非正規社員	41.4 %

■ 男女の賃金の差異

全労働者	91.0 %
正規社員	86.7 %
非正規社員	100.7 %

II 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

■ 男女の平均勤続年数の差異（勤務5年以上の労働者）

男性	7.0 年
女性	7.5 年
差異	0.5 年

以上